

近江八幡市第1次総合計画後期基本計画(案)に係るパブリックコメント(意見公募)実施要領

市の最上位計画である「近江八幡市第1次総合計画」の計画期間は、平成31年度から令和10年度までの10年間であり、策定から5年が経過することから、今年度、近江八幡市総合計画審議会において後期基本計画案を策定し中間見直しを行いました。

つきましては、下記の要領で意見を募集いたします。

1. 公表する資料

近江八幡市第1次総合計画後期基本計画(案)

(案は、基本構想、基本計画、付属資料で構成しています。)

※国立社会保障・人口問題研究所が新たな推計を公表した場合、基本構想の将来フレームを改定することがあります。

2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー(近江八幡市役所本庁舎1階)
- (3) 総合支所情報公開コーナー(安土町総合支所1階)
- (4) 総合政策部企画課(近江八幡市役所本庁舎3階)
- (5) 各学区コミュニティセンター
- (6) 近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

令和5年11月24日(金)～令和5年12月19日(火)《正午必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市 総合政策部 企画課
- (2) ファックス 0748-32-2695(企画課)
- (3) 電子メール 010202@city.omihachiman.lg.jp(企画課)

※2.(4)以外の公表場所への提出や電話による受付はできません。

※原稿の返却はいたしません。

5. 意見を提出できる方

- (1) 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

様式は定めていませんが、次の事項を必ず明記して提出してください。なお、個人情報について公表することはありません。

- (1) 件名「総合計画後期基本計画(案)について」
- (2) 住所・名前・電話番号(市内通勤の方は勤務先、市内通学の方は学校名も明記ください)
- (3) どの部分に対する意見かが分かるように日本語で提出してください

(書式例)

近江八幡市 総合政策部 企画課 あて

「総合計画後期基本計画(案)について」

住 所：

名 前：

電話番号：

(市内に通勤する方は勤務先、市内に通学する方は学校名)

意 見：

- ・〇〇について、
意見内容
(資料名、ページ番号等、どの部分に対するご意見かが分かるように)

7. 意見に対する考え方の公表

意見に対する市の考え方をとりまとめて、市ホームページ、情報公開コーナー及び総合政策部企画課にて公表します。

- ・類似意見を集約する場合があります。
- ・匿名による投稿や本件と関係がない意見は公表しません。
- ・個別に回答はできませんので了承ください。
- ・パブリックコメントを踏まえた案を議会に上程して決定し公表します。

8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部 企画課

電話：0748-36-5527

ファックス：0748-32-2695

Eメール：010202@city.omihachiman.lg.jp